

香川県報



号外 3

平成 17 年

3月30日(水曜日)

教育委員会規則

香川県教育委員会事務局組織規則及び香川県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第四号

香川県教育委員会事務局組織規則及び香川県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

（香川県教育委員会事務局組織規則の一部改正）

第一条 香川県教育委員会事務局組織規則（昭和四十四年香川県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中第二十二号を第二十四号とし、第五号から第二十一号までを二号ずつ繰り下げ、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 政策主幹

第十三条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 政策調整監

第十四条第一項中「理事」の下に、「政策調整監」を加え、同条第五項中「主幹、副主幹」を「政策主幹、主幹、副主幹」に改める。

（香川県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則の一部改正）

第二条 香川県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則（昭和五十一年香川県教育委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第一項中第二十八号を第三十号とし、第五号から第二十七号までを二号ずつ繰り下げ、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 政策主幹

第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 政策調整監

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

教育委員会規則

- 香川県教育委員会事務局組織規則及び香川県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 一
- 香川県教育センター規則の一部を改正する規則 二
- 香川県個人情報保護条例施行規則 二九
- 香川県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則 二九
- 香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則 四一
- 通勤手当に関する規則及び公立学校職員の給与に関する条例附則第四項及び第五項の規定による通勤手当に関する規則の一部を改正する規則 三八
- へき地手当に関する規則の一部を改正する規則 三八
- 災害派遣手当に関する規則の一部を改正する規則 三九
- 香川県教科書センター設置管理規則の一部を改正する規則 三九
- 香川県立学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則 四〇
- 香川県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則 四一
- 香川県立東山魁夷せとうち美術館規則の一部を改正する規則 四一
- 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第一項の職員及び日を定める規則 四二
- 口頭により開示請求を行うことができる個人情報 四二
- 教科用図書採択地区の指定 四二

香川県教育センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第五号

香川県教育センター規則の一部を改正する規則

香川県教育センター規則（昭和四十六年香川県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号及び第三号を次のように改め、同条第五号を削る。

二 研究開発課

三 研修企画課

第三条第一項第七号中、「（情報教育の研修を除く。第三項において同じ。）」を削り、同条第二項中「調査研究課」を「研究開発課」に改め、「（情報教育課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同項に次の一号を加える。

三 教育情報のネットワークシステム等の管理及び運営に関すること。

第三条第三項中「研修課」を「研修企画課」に改め、同条第五項を削る。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

香川県個人情報保護条例施行規則をここに公布する。

平成十七年三月三十日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第六号

香川県個人情報保護条例施行規則

香川県個人情報保護条例施行規則（平成十一年香川県教育委員会規則第十九号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、香川県個人情報保護条例（平成十六年香川県条例第五十七号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（県の出資法人）

第二条 教育委員会は、条例第四条第二項の規定により法人を定めたときは、当該法人の名称を告示するものとする。

（個人情報取扱事務登録簿）

第三条 条例第十三条第一項の個人情報取扱事務登録簿は、第一号様式によるものとする。

（保有個人情報開示請求書）

第四条 条例第十五条第一項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書（第二号様式）によるものとする。

（本人等の証明に必要な書類）

第五条 条例第十五条第二項（条例第二十五条第四項、第二十七条第一項、第二十九条第三項及び第三十七条第二項において準用する場合を含む。）の実施機関が定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 開示請求をしようとする者が本人である場合 運転免許証、旅券その他これらに類する書類で教育委員会が適当と認めるもの

二 開示請求をしようとする者が法定代理人である場合 当該法定代理人に係る前号に定める書類及び戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類で教育委員会が適当と認めるもの

三 開示請求をしようとする者が遺族である場合 当該遺族に係る第一号に定める書類及び戸籍謄本その他遺族であることを証明する書類で教育委員会が適当と認めるもの（保有個人情報開示決定通知書等）

第六条 条例第二十条第一項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

一 保有個人情報の全部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書（第三号様式）

二 保有個人情報の一部を開示する旨の決定 保有個人情報一部開示決定通知書（第四号様式）

2 条例第二十条第二項の規定による通知は、保有個人情報不開示決定通知書（第五号様式）により行うものとする。

（保有個人情報開示決定等期間延長通知書）

第七条 条例第二十一条第二項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書（第六号様式）により行うものとする。

（保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書）

第八条 条例第二十二条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書（第七号様式）により行うものとする。

（保有個人情報開示請求事案移送通知書）

第九条 条例第二十三条第一項の規定による通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書（第八号様式）により行うものとする。

（保有個人情報の開示に係る意見照会書等）

第十条 条例第二十四条第一項の規定による通知は、保有個人情報の開示に係る意見照会書（第九号様式）により行うものとする。

2 条例第二十四条第二項の規定による通知は、保有個人情報の開示に係る意見照会書（第十号様式）により行うものとする。

3 条例第二十四条第一項及び第二項の意見書は、保有個人情報の開示に係る意見書（第十一号様式）によるものとする。

4 条例第二十四条第三項（条例第四十三条において準用する場合を含む。）の規定による通知は、保有個人情報開示通知書（第十二号様式）により行うものとする。

（開示の実施等）

第十一条 第六条第一項の通知を受けた者は、教育委員会が指定する日時及び場所において、当該通知に係る保有個人情報の開示を受けなければならない。

2 教育委員会は、保有個人情報の開示を閲覧又は視聴の方法により受ける者が、当該保有個人情報記録されている行政文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該保有個人情報の閲覧又は視聴を停止させ、又は中止することができる。

3 条例第二十五条第二項の規定により写しの交付を行うときの交付部数は、一件の開示請求につき一部とする。

4 条例第二十五条第二項の実施機関が定める方法は、別表第一のとおりとする。
（費用）

第十二条 条例第二十六条に規定する写しの作成に要する費用の額は、別表第二のとおりとする。

2 条例第二十六条に規定する写しの作成及び交付に要する費用は、前納とする。

（開示請求及び開示の特例）

第十三条 教育委員会は、条例第二十七条第一項の規定により口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報を定めたときは、当該保有個人情報の項目並びに口頭により開示請求を行うことができる期間及び場所を告示するものとする。

2 条例第二十七条第二項の実施機関が定める方法は、閲覧とする。

（保有個人情報訂正請求書）

第十四条 条例第二十九条第一項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書（第十三号様式）によるものとする。

（保有個人情報訂正決定通知書等）

第十五条 条例第三十一条第一項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定通知書（第十四号様式）により行うものとする。

2 条例第三十一条第二項の規定による通知は、保有個人情報不訂正決定通知書（第十五号様式）により行うものとする。

（保有個人情報訂正決定等期間延長通知書）

第十六条 条例第三十二条第二項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書（第十六号様式）により行うものとする。

（保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書）

第十七条 条例第三十三条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書（第十七号様式）により行うものとする。

（保有個人情報訂正請求事案移送通知書）

第十八条 条例第三十四条第一項の規定による通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書（第十八号様式）により行うものとする。

（保有個人情報訂正通知書）

第十九条 条例第三十五条の規定による通知は、保有個人情報訂正通知書（第十九号様式）により行うものとする。
（保有個人情報利用停止請求書）

第二十条 条例第三十七条第一項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（第二十号様式）によるものとする。

（保有個人情報利用停止決定通知書等）

第二十一条 条例第三十九条第一項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定通知書（第二十一号様式）により行うものとする。

2 条例第三十九条第二項の規定による通知は、保有個人情報利用不停止決定通知書（第二十二号様式）により行うものとする。

（保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書）

第二十二条 条例第四十条第二項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書（第二十三号様式）により行うものとする。

（保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書）

第二十三条 条例第四十一条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書（第二十四号様式）により行うものとする。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

別表第一（第十一条関係）

電磁的記録の種類	開示の方法
一 紙その他これに類するものに印字し、又は印画する方法により出力することができる電磁的記録	1 紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの閲覧又は写しの交付 2 フレキシブルディスクカートリッジ（日本工業規格X六二二三に適合する幅九十三ミリメートルのものとする。）に複写したものの交付 3 光ディスク（日本工業規格X六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものとする。）に複写したものの交付
二 一の項に掲げるもの以外の電磁的記録	1 視聴 2 録音カセットテープ（日本工業規格C五五八八に適合する記録時間百二十分のものとする。）に複写したものの交付

3 ビデオカセットテープ（日本工業規格C五五八一に適合する記録時間百二十分のものとする。）に複写したものの交付

別表第二（第十二条関係）

区 分	金 額
一 文書等の写し又は電磁的記録を紙その他これに類するものに印字し、若しくは印画したものの写し（以下これを「写し」という。）の大きさが日本工業規格A列三番を超えない場合で当該写しがカラー以外のものであるとき。	一枚につき十円
二 写しの大きさが日本工業規格A列三番を超えない場合で当該写しがカラーであるとき。	一枚につき百円
三 写しの大きさが日本工業規格A列三番を超える場合で当該写しがカラー以外のものであるとき。	一枚につき十円に日本工業規格A列三番による用紙を用いて写しを作成することとした場合に要する用紙の枚数を乗じて得た額
四 写しの大きさが日本工業規格A列三番を超える場合で当該写しがカラーであるとき。	一枚につき百円に日本工業規格A列三番による用紙を用いて写しを作成することとした場合に要する用紙の枚数を乗じて得た額
五 別表第一の一の項2に規定する複写したものである場合	一枚につき百円
六 別表第一の一の項3に規定する複写したものである場合	一枚につき三百円
七 別表第一の二の項2に規定する複写したものである場合	一枚につき四百円
八 別表第一の二の項3に規定する複写したものである場合	一枚につき五百円

第1号様式(第3条関係)

(日本工業規格A列4番)

個人情報取扱事務登録簿

個人情報取扱事務の区分		共通	固有	
個人情報取扱事務の名称				
個人情報取扱事務を 所管する組織の名称	登 録			
	保 有			
個人情報取扱事務の目的及び 根拠				
個人 情報 の 記 録 項 目	基 本 的 事 項	識別番号 住所 その他()	氏名 電話番号	性別 国籍・本籍(都道府県名のみ)
	心 身 の 状 況	健康・病歴 その他()	障 害	
	家 庭 生 活	家族状況 その他()	婚姻関係	親族関係 居住環境
	社 会 生 活	職業・職歴・地位 成績・評価 その他()	学 歴 資 産・収入	資 格 納税状況 表 彰 公 的 扶 助
	そ の 他			
	香川県個人情報保護 条例第6条第4項各 号に該当する特定個 人情報	宗教 犯罪歴 その他()	思想・信条 特定の傷病・障害	本籍・人種・民族
個人情報の対象者の範囲				
登 録 年 月 日		年 月 日		
変 更 年 月 日		年 月 日		
個人情報 の 主 な 収 集 先		本人 本人以外(香川県個人情報保護条例第6条第2項第 号該当)		
個人情報 の 主 な 収 集 方 法		文書により収集 口頭により収集 その他()		
個人情報 の 提 供 先 (実施機 関内の他の所属で利用する 場合を含む。)		実施機関内の他の所属 他の官公署 その他()		
個人情報 の 主 な 提 供 方 法		手作業処理 電子情報処理組織を使用		
外 部 委 託 の 有 無		(委託する事務の名称:)		
登 録 番 号	所属コード		番号	

第2号様式(第4条関係)

(日本工業規格A列4番)

保有個人情報開示請求書

年 月 日

香川県教育委員会 殿

請求者 住 所
(〒)

ふりがな
氏 名
電話番号() -

香川県個人情報保護条例第14条の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る保有個人情報の内容			
開示の方法の区分		閲覧 視聴 写しの交付 電磁的記録を複写したものの交付	
保有個人情報の本人以外の者が開示を請求する場合	請求者の区分	未成年者の法定代理人 成年被後見人の法定代理人 死亡した者の配偶者又は2親等内の血族 死亡した者の3親等内の親族(配偶者及び2親等内の血族を除く。)	
	保有個人情報の本人の氏名及び住所	氏名	
		住所	
備 考			

事務担当課等			
請求者の確認	運転免許証	旅券	その他()
法定代理人又は遺族の確認	戸籍謄本	その他()	
本人の生年月日又は死亡年月日	年 月 日 (出生・死亡)		
受付年月日	年 月 日		

- 注 1 「開示請求に係る保有個人情報の内容」欄は、開示請求に係る保有個人情報を特定することができるように記入してください。
- 2 については、該当するものに「レ」を記入してください。
- 3 請求書を提出する際には、自己が請求者であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)を提出し、又は提示してください。
- 4 法定代理人又は遺族が開示を請求する場合は、法定代理人又は遺族に係る注3の書類に加え、法定代理人又は遺族であることを証明する書類(戸籍謄本等)を提出し、又は提示してください。
- 5 記載に不備があるときは、香川県個人情報保護条例第15条第3項の規定により補正を求めることがあります。
- 6 欄は、記入しないでください。

第3号様式(第6条関係)

(日本工業規格A列4番)

保有個人情報開示決定通知書

様

第 年 月 日

香川県教育委員会 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示することと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第20条第1項の規定により通知します。

開示する保有個人情報の内容			
保有個人情報の開示の日時及び場所	日 時	年 月 日 ()	午前 時 分 午後
	場 所		
事 務 担 当 課 等	電話番号 () -		
備 考			

- 注 1 保有個人情報の開示の日時に都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課等に連絡してください。
- 2 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示するとともに、本人、法定代理人又は遺族であることを証明する書類(運転免許証、旅券、戸籍謄本等)を提出し、又は提示してください。
- 3 この処分に対し、香川県個人情報保護条例第24条第1項に規定する第三者から不服申立てがあったときは、行政不服審査法の規定により開示が停止される場合がありますので、御了承ください。

第4号様式(第6条関係)

(日本工業規格A列4番)

保有個人情報一部開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

香川県教育委員会 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第20条第1項の規定により通知します。

開示する保有個人情報の内容			
保有個人情報の開示の日時及び場所	日 時	年 月 日 ()	午前 時 分 午後
	場 所		
開 示 し な い 部 分			
開 示 し な い 理 由			
事 務 担 当 課 等	電話番号 () -		
備 考			

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(異議申立てをした場合には、これに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、香川県を被告として提起することができます。

- 注 1 保有個人情報の開示の日時に都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課等に連絡してください。
- 2 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示するとともに、本人、法定代理人又は遺族であることを証明する書類(運転免許証、旅券、戸籍謄本等)を提出し、又は提示してください。
- 3 この処分に対し、香川県個人情報保護条例第24条第1項に規定する第三者から不服申立てがあったときは、行政不服審査法の規定により開示が停止される場合がありますので、御了承ください。

第5号様式(第6条関係)

(日本工業規格A列4番)

保有個人情報不開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

香川県教育委員会 印

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、次のとおり開示しないことと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第20条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示しない理由	
事務担当課等	電話番号() -
備考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(異議申立てをした場合には、これに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、香川県を被告として提起することができます。

第6号様式(第7条関係)

(日本工業規格A列4番)

保有個人情報開示決定等期間延長通知書

第 年 月 日
号 日

様

香川県教育委員会 印

年 月 日付けの保有個人情報の開示請求については、次のとおり開示決定等の期間を延長しましたので、香川県個人情報保護条例第21条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
決定期間の満了日	年 月 日()
延長後の決定期間の満了日	年 月 日()
延長の理由	
事務担当課等	電話番号() -
備考	

第7号様式(第8条関係)

(日本工業規格A列4番)

保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書

第 年 月 日 号

様

香川県教育委員会 印

年 月 日付けの保有個人情報の開示請求については、香川県個人情報保護条例第22条の規定を適用し、次のとおり開示決定等の期間を延長しましたので、同条の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
決定期間の満了日	年 月 日()
保有個人情報のうちの相当の部分について開示決定等をする期限	年 月 日()
上記の期限までに開示決定等をする部分	
香川県個人情報保護条例第22条の規定を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日()
事務担当課等	電話番号() -
備考	

第8号様式(第9条関係)

(日本工業規格A列4番)

保有個人情報開示請求事案移送通知書

第 年 月 日 号

様

香川県教育委員会 印

年 月 日付けの保有個人情報の開示請求については、次のとおり事案を移送しましたので、香川県個人情報保護条例第23条第1項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
移送した実施機関における事務担当課等	
移送を受けた実施機関における事務担当課等	電話番号() -
移 送 し た 日	年 月 日()
移 送 し た 理 由	
備 考	

注 この開示請求に係る開示決定等については、移送を受けた実施機関が行います。

第9号様式(第10条関係)

(日本工業規格A列4番)

保有個人情報の開示に係る意見照会書

第 年 月 日 号

様

香川県教育委員会 印

年 月 日付けであなた(貴)に関する情報が含まれている保有個人情報についての開示請求がありましたので、香川県個人情報保護条例第24条第1項の規定により通知します。

つきましては、当該保有個人情報を開示することについて御意見がありましたら、別紙「保有個人情報の開示に係る意見書」を提出期限までに提出してください。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
意見書の提出期限	年 月 日()
意見書の提出先(事務担当課等)	電話番号() -
備考	

第10号様式（第10条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報の開示に係る意見照会書

第 年 月 日 号

様

香川県教育委員会 印

年 月 日付けであなた（貴 ）に関する情報が含まれている保有個人情報についての開示請求がありましたので、香川県個人情報保護条例第24条第2項の規定により通知します。

つきましては、当該保有個人情報を開示することについて御意見がありましたら、別紙「保有個人情報の開示に係る意見書」を提出期限までに提出してください。

開示請求に係る保有個人情報の内容	
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
香川県個人情報保護条例第24条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由	香川県個人情報保護条例第24条第2項第 号適用 (理由)
意見書の提出期限	年 月 日()
意見書の提出先 (事務担当課等)	電話番号() -
備 考	

第11号様式(第10条関係)

(日本工業規格A列4番)

保有個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

香川県教育委員会 殿

請求者 住 所
(〒)

ふりがな
氏 名

(団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号() -

年 月 日付けで照会のあったこのことについて、次のとおり回答します。

開示請求に係る保有個人情報 の内容	
保有個人情報の開示に対 する意見	保有個人情報の開示について反対しない。 保有個人情報の開示について反対する。
保有個人情報の開示に反 対する部分及びその具 体的理由	1 保有個人情報の開示により支障がある部分 2 保有個人情報の開示により支障がある理由

- 注 1 「保有個人情報の開示に対する意見」欄は、該当する に「レ」を記入してください。
2 「保有個人情報の開示に反対する部分及びその具体的理由」欄は、保有個人情報の開示に反対
する場合に記入してください。

第12号様式（第10条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報開示通知書

第 年 月 日 号

様

香川県教育委員会 印

年 月 日付けで照会しましたあなた（貴 ）に関する情報が含まれている保有個人情報については、次のとおり開示（一部開示）することと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第24条第3項（第43条において準用する第24条第3項）の規定により通知します。

開示する保有個人情報の内容	
開示する保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
開 示 を 実 施 す る 日	年 月 日（ ）
開示を決定した処分の日等	年 月 日付け 第 号
開示することとした理由	
事 務 担 当 課 等	電話番号（ ） -
備 考	

第13号様式 (第14条関係)

(日本工業規格A列4番)

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

香川県教育委員会 殿

請求者 住 所
(〒)

ふりがな
氏 名

電話番号 () -

香川県個人情報保護条例第28条の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正(追加・削除)を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容			
訂正を求める趣旨及び理由			
保有個人情報の本人以外の者が訂正を請求する場合	請求者の区分	未成年者の法定代理人 成年被後見人の法定代理人 死亡した者の配偶者又は2親等内の血族 死亡した者の3親等内の親族(配偶者及び2親等内の血族を除く。)	
	保有個人情報の本人の氏名及び住所	氏 名	
		住 所	
備 考			

事務担当課等			
請求者の確認	運転免許証	旅券	その他()
法定代理人又は遺族の確認	戸籍謄本	その他()	
本人の生年月日又は死亡年月日	年 月 日 (出生・死亡)		
受付年月日	年 月 日		

- 注 1 「訂正請求に係る保有個人情報の内容」欄は、訂正請求に係る保有個人情報を特定することができるように記入してください。
- 2 については、該当するものに「レ」を記入してください。
- 3 請求書を提出する際には、自己が請求者であることを証明する書類(運転免許証、旅券等)を提出し、又は提示してください。
- 4 法定代理人又は遺族が訂正を請求する場合は、法定代理人又は遺族に係る注3の書類に加え、法定代理人又は遺族であることを証明する書類(戸籍謄本等)を提出し、又は提示してください。
- 5 請求書を提出する際には、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提出し、又は提示してください。
- 6 記載に不備があるときは、香川県個人情報保護条例第29条第3項において準用する第15条第3項の規定により補正を求めることがあります。
- 7 欄は、記入しないでください。

第14号様式(第15条関係)

(日本工業規格A列4番)

保有個人情報訂正決定通知書

第 年 月 日
号

様

香川県教育委員会 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり訂正をすることと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第31条第1項の規定により通知します。

訂正をする保有個人情報の内容	
訂正をする具体的内容	
事務担当課等	電話番号() -
備考	

第15号様式(第15条関係)

(日本工業規格A列4番)

保有個人情報不訂正決定通知書

第 年 月 日 号

様

香川県教育委員会 印

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、次のとおり訂正をしないことと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第31条第2項の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
訂正をしない理由	
事務担当課等	電話番号() -
備考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(異議申立てをした場合には、これに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、香川県を被告として提起することができます。

第16号様式(第16条関係)

(日本工業規格A列4番)

保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

第 年 月 日
号 日

様

香川県教育委員会 印

年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求については、次のとおり訂正決定等の期間を延長しましたので、香川県個人情報保護条例第32条第2項の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
決定期間の満了日	年 月 日()
延長後の決定期間の満了日	年 月 日()
延長の理由	
事務担当課等	電話番号() -
備考	

第17号様式(第17条関係)

(日本工業規格A列4番)

保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

第 年 月 日 号

様

香川県教育委員会 印

年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求については、香川県個人情報保護条例第33条の規定を適用し、次のとおり訂正決定等の期間を延長しましたので、同条の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
決定期間の満了日	年 月 日()
香川県個人情報保護条例第33条の規定を適用する理由	
保有個人情報について訂正決定等をする期限	年 月 日()
事務担当課等	電話番号() -
備考	

第18号様式(第18条関係)

(日本工業規格A列4番)

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

第 年 月 日
号 日

様

香川県教育委員会 印

年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求については、次のとおり事案を移送しましたので、香川県個人情報保護条例第34条第1項の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の内容	
移送した実施機関における事務担当課等	
移送を受けた実施機関における事務担当課等	電話番号() -
移 送 し た 日	年 月 日()
移 送 し た 理 由	
備 考	

注 この訂正請求に係る訂正決定等については、移送を受けた実施機関が行います。
なお、移送を受けた実施機関が訂正決定をした場合は、移送した実施機関は、訂正の実施をします。

第19号様式（第19条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報訂正通知書

第 年 月 日 号

様

香川県教育委員会 印

年 月 日付け 第 号で提供した保有個人情報について、次の
とおり訂正の実施をしましたので、香川県個人情報保護条例第35条の規定により通知します。

訂正の実施をした保有個人情報 の内容	
訂正の実施をした具体的 内容	
訂正の実施をした日	年 月 日（ ）
事 務 担 当 課 等	電話番号（ ） -
備 考	

第20号様式（第20条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

香川県教育委員会 殿

請求者 住 所
(〒)

ふりがな
氏 名
電話番号() -

香川県個人情報保護条例第36条の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止（消去・提供の停止）を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容			
利用停止を求める趣旨及び理由			
保有個人情報の本人以外の者が利用停止を請求する場合	請求者の区分	未成年者の法定代理人 成年被後見人の法定代理人 死亡した者の配偶者又は2親等内の血族 死亡した者の3親等内の親族（配偶者及び2親等内の血族を除く。）	
	保有個人情報の本人の氏名及び住所	氏 名	
		住 所	
備 考			

事務担当課等			
請求者の確認	運転免許証	旅券	その他()
法定代理人又は遺族の確認	戸籍謄本	その他()	
本人の生年月日又は死亡年月日	年 月 日 (出生・死亡)		
受付年月日	年 月 日		

- 注 1 「利用停止請求に係る保有個人情報の内容」欄は、利用停止請求に係る保有個人情報を特定することができるように記入してください。
- 2 「利用停止を求める趣旨及び理由」欄については、香川県個人情報保護条例第36条第1項各号に規定するいずれの規定に違反しているかがわかるようにできるだけ具体的に記入してください。
- 3 については、該当するものに「レ」を記入してください。
- 4 請求書を提出する際には、自己が請求者であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 5 法定代理人又は遺族が利用停止を請求する場合は、法定代理人又は遺族に係る注4の書類に加え、法定代理人又は遺族であることを証明する書類（戸籍謄本等）を提出し、又は提示してください。
- 6 記載に不備があるときは、香川県個人情報保護条例第37条第2項において準用する第15条第3項の規定により補正を求めることがあります。
- 7 欄は、記入しないでください。

第21号様式（第21条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報利用停止決定通知書

第 年 月 日
号

様

香川県教育委員会 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおり利用停止をすることと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第39条第1項の規定により通知します。

利用停止をする保有個人情報の内容	
利用停止をする具体的内容及び利用停止の手段	
事務担当課等	電話番号() -
備考	

第22号様式(第21条関係)

(日本工業規格A列4番)

保有個人情報利用不停止決定通知書

第 年 月 日
号

様

香川県教育委員会 印

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、次のとおり利用停止をしないことと決定しましたので、香川県個人情報保護条例第39条第2項の規定により通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
利用停止をしない理由	
事務担当課等	電話番号() -
備考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(異議申立てをした場合には、これに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、香川県を被告として提起することができます。

第23号様式(第22条関係)

(日本工業規格A列4番)

保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

第 年 月 日
号

様

香川県教育委員会 印

年 月 日付けの保有個人情報の利用停止請求については、次のとおり利用停止決定等の期間を延長しましたので、香川県個人情報保護条例第40条第2項の規定により通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
決定期間の満了日	年 月 日()
延長後の決定期間の満了日	年 月 日()
延長の理由	
事務担当課等	電話番号() -
備考	

第24号様式（第23条関係）

（日本工業規格A列4番）

保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

第 年 月 日 号

様

香川県教育委員会 印

年 月 日付けの保有個人情報の利用停止請求については、香川県個人情報保護条例第41条の規定を適用し、次のとおり利用停止決定等の期間を延長しましたので、同条の規定により通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
決定期間の満了日	年 月 日（ ）
香川県個人情報保護条例第41条の規定を適用する理由	
保有個人情報について利用停止決定等をする期限	年 月 日（ ）
事務担当課等	電話番号（ ） -
備考	

香川県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第七号

香川県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

香川県情報公開条例施行規則（平成十二年香川県教育委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二号第三項中「決定」を「処分」に改める。

第三号第三項中

「この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。」

「この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。」

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（異議申立てをした場合には、これに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、香川県を被告として提起することができます。

第九号 回覧表第七号中「決定」を「処分」に改める。

第九号第三項中

「この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。」

「この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県教育委員会に対して異議申立てをすることができます。」

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（異議申立てをした場合には、これに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、香川県を被告として提起することができます。

第九号

第九号

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第八号

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則（平成十二年香川県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二の項イ中「第五十七条第一項」を「第九十二条第一項」に、「第五十七条の二第一項」を「第九十三条第一項」に改め、同項口中「第五十七条の五第一項」を「第九十六条第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

通勤手当に関する規則及び公立学校職員の給与に関する条例附則第四項及び第五項の規定による通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第九号

通勤手当に関する規則及び公立学校職員の給与に関する条例附則第四項及び第五項の規定による通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

（通勤手当に関する規則の一部改正）

第一条 通勤手当に関する規則（昭和三十三年香川県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第十六条第一号ロにおいて同じ。」を削り、「一日」を「初日」に

「の間」を「の期間」に、「通勤手当に係る計算期間」第十八条の二に規定する計算期間をいう。第十六条第一号において同じ。」「を「当該特別急行列車等の利用に係る通勤手当に係る条例第二十二條の三第三項第一号に規定する支給単位期間」に改め、同条第二項中「一日」を「初日」に、「間」を「期間」に改める。

第五条第二項及び第三項中「月額」を「額」に改める。

第七条の前の見出しを、「(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)」に改め、同条中「条例第二十二條の三第二項第一号に規定する運賃等相当額(以下「運賃等相当額」という。)(の算出)を「普通交通機関等(特別急行列車等以外の交通機関等をいう。以下同じ。)(に係る通勤手当の額」に、「による運賃等の額による」を「により算出する」に改める。

第八条の次に次の見出し及び二条を加える。

(普通交通機関等に係る通勤手当に係る支給単位期間)

第八条の二 条例第二十二條の三第二項第一号に規定する人事委員会に協議して教育委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該普通交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ六箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間
- 二 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等及び人事委員会に協議して教育委員会の定める普通交通機関等 一箇月
- 2 前項第一号に掲げる普通交通機関等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八條の二第一項の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他人事委員会に協議して教育委員会の定める事由が生ずることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月)までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間(条例第

二十二條の三第二項第一号に規定する支給単位期間をいう。次条、第九条第一項第一号、第十条第二号、第十六条の二第二項第一号、第十七条の二第二項及び第十八条において同じ。)(を定めることができる。

第八条の三 普通交通機関等に係る通勤手当に係る支給単位期間は、第十七条第一項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第二項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなつた場合には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなつた日の属する月から開始する。

第九条に見出しとして、「(運賃等相当額)」を付し、同条第一項を次のように改める。
条例第二十二條の三第二項第一号に規定する運賃等相当額(以下「運賃等相当額」という。)(は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 第八条の二第二項第一号に掲げる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間である定期券の価額
- 二 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤二十一回分(交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均一箇月当たりの通勤所要回数分)の運賃等の額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)
- 三 第八条の二第二項第二号の人事委員会に協議して教育委員会の定める普通交通機関等 人事委員会に協議して教育委員会の定める額

第九条第二項中「前条ただし書」を「第八条ただし書」に、「の交通機関等を」を「において」に、「区間」を「普通交通機関等」に、「による」を「に定める」に改め、「の総額」を削る。

第十条中「月額」を「額」に改め、同条第一号中「交通機関等」を「普通交通機関等」に、「条例第二十二條の三第二項第二号に掲げる額の合計額」を「同条第二項第二号に定める額」に改め、同条第二号中、「運賃等相当額」の下に「を支給単位期間の月数で除して得た額(二以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場

合にあつては、その合計額、次号において、「一箇月当たりの運賃等相当額等」といふ。」「を
を加え、「掲げる額」を「定める額」に改め、同条第三号中「運賃等相当額」を「一箇
月当たりの運賃等相当額等」に、「掲げる額」を「定める額」に、「条例第二十二條の
三第二項第二号」を「同項第二号」に改める。

第十五條の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

(特別急行列車等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第十五條 特別急行列車等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照ら
し最も経済的かつ合理的と認められる特別急行列車等を利用する場合における通勤の
経路及び方法により算出するものとする。

第十五條の次に次の一条を加える。

(条例第二十二條の三第三項第一号及び第二号に掲げる通勤手当に係る支給単位期間)
第十五條の二 条例第二十二條の三第三項第一号に規定する人事委員会に協議して教育
委員会規則で定める期間は、第三條第二項又は第三項の規定による届出に係る定期券
の通用期間(当該届出がされた日以後の期間に限る。)(当該定期券の通用期間が六
箇月を超えるときは、人事委員会に協議して教育委員会が別に定める期間)とする。

2 前項に定める期間の中途において地方公務員法第二十八條の二第一項の規定による
退職その他の離職をすることその他人事委員会に協議して教育委員会の定める事由が
生ずることが前項に定める期間の初日において明らかである場合には、条例第二十
二條の三第三項第一号に規定する人事委員会に協議して教育委員会規則で定める期間は、
前項の規定にかかわらず、同項に定める期間のうち当該事由が生ずることとなる日の
前日までの期間とする。

3 前二項に定める期間の中途において、条例第二十二條の三第三項第一号に掲げる通
勤手当の支給を受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至つたことによ
り当該通勤手当の支給額が改定されることとなつたときの当該通勤手当に係る支給単
位期間(同号に規定する支給単位期間をいう。次項、次条第一項第一号、第十六條の
二第一項第三号並びに第十七條の二第三項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロにお
いて同じ。)(は、その事実の生じた日の前日に終了する。

4 条例第二十二條の三第三項第二号に規定する人事委員会に協議して教育委員会規則

で定める期間は、月の初日から末日までの期間(特別急行列車等(高速自動車国道等
を除く。)(の利用に係る通勤手当にあつては、同項第一号に掲げる通勤手当に係る支
給単位期間と重複する期間を除く。)(とする。

第十六條を次のように改める。

(特別料金等の額の二分の一に相当する額)

第十六條 条例第二十二條の三第三項第一号に規定する特別料金等の額の二分の一に相
当する額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の二分の一に
相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とす
る。

一 支給単位期間が第三條第二項又は第三項の規定による届出に係る定期券の通用期
間である場合 当該定期券の価額(特別料金等の額に相当する額に限る。)(

二 前号に掲げる場合以外の場合 前号の規定に準じて人事委員会に協議して教育委
員会の定めるところにより得られた額

2 条例第二十二條の三第三項第一号に規定する支給単位期間の月数は、第三條第二項
又は第三項の規定による届出に係る定期券の通用期間の月数(前項第二号に掲げる場
合にあつては、人事委員会に協議して教育委員会が別に定める月数)とする。

3 条例第二十二條の三第三項第二号に規定する特別料金等の額の二分の一に相当する
額は、支給単位期間(同号に規定する支給単位期間をいう。次条第一項第四号におい
て同じ。)(における当該特別急行列車等の利用回数をその利用区間に係る利用一回当
たりの特別料金等の額に乘じて得た額の二分の一に相当する額(その額に一円未満の
端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

4 条例第二十二條の三第三項第二号に規定する人事委員会に協議して教育委員会規則
で定める額は、二万円(支給単位期間(同号に規定する支給単位期間をいう。)(に係
る月の初日から末日までの期間のうち同項第一号に掲げる通勤手当に係る支給単位
期間(同号に規定する支給単位期間をいう。)(と重複する期間があるときは、二万円
から当該同項第一号に掲げる通勤手当の額のうち当該重複する期間に係る通勤手当の
額として人事委員会に協議して教育委員会が別に定める額を差し引いた額)とする。
第十六條の次に次の一条を加える。

(支給日等)

第十六条の二 通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じて当該各号に定める月の公立学校職員の給料等の支給に関する規則(昭和二十九年香川県教育委員会規則第十二号。以下「支給規則」という。)(第八条に規定する給料の支給定日)以下この条において「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日までに第三条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

- 一 普通交通機関等に係る通勤手当 支給単位期間に係る最初の月
- 二 自動車等に係る通勤手当 当該通勤手当が支給されることとなる月
- 三 条例第二十二条の三第三項第一号に掲げる通勤手当 支給単位期間の初日が属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その月)
- 四 条例第二十二条の三第三項第二号に掲げる通勤手当 支給単位期間の初日が属する月の翌月

2 通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 職員が支給単位期間(普通交通機関等に係る通勤手当にあつては条例第二十二条の三第二項第一号に規定する支給単位期間、自動車等に係る通勤手当にあつては第一項第二号に定める月、条例第二十二条の三第三項第一号に掲げる通勤手当にあつては同号に規定する支給単位期間、同項第二号に掲げる通勤手当にあつては同号に規定する支給単位期間をいう。)(の中途においてその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合の通勤手当は、当該支給単位期間の初日)条例第二十二条の三第三項第二号に掲げる通勤手当にあつては、当該通勤手当に係る特別急行列車等を利用した日(に職員が所属する給料の支給義務者において支給する。この場合において、職員の異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

第十七条第一項中「特別料金等の二分の一相当額に係る」を「条例第二十一条の三第三項第一号及び第二号に掲げる」に改め、同条第二項中「月額」を「額」に改め、同条第三項中「特別料金等の二分の一相当額に係る」を「条例第二十二条の三第三項第一号及び第二号に掲げる」に改め、同条第四項中「特別料金等の二分の一相当額に係る」を

「条例第二十二条の三第三項第一号及び第二号に掲げる」に、「月額」を「額」に改め、「の属する月」を削る。

第十七条の次に次の見出し及び二条を加える。

(返納)

第十七条の二 普通交通機関等に係る通勤手当(一箇月の支給単位期間に係るものを除く。)(又は条例第二十二条の三第三項第一号に掲げる通勤手当を支給される職員につき、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じた場合には、当該職員に、次項及び第三項に定める額を返納させるものとする。

- 一 離職し、若しくは死亡した場合又は条例第二十二条の三第一項の職員たる要件を欠くに至つた場合
- 二 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつたことにより、通勤手当の額が改定される場合
- 三 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなる場合

2 前項の規定により職員に普通交通機関等に係る通勤手当について返納させる額は、前項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等、同項第一号又は第三号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、人事委員会に協議して教育委員会の定める月の末日にしたものとして得られる額とする。

3 第一項の規定により職員に条例第二十二条の三第三項第一号に掲げる通勤手当について返納させる額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

- 一 第一項第一号及び第二号に掲げる場合 次に掲げる通勤手当の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 条例第二十二条の三第三項第一号に掲げる通勤手当(その支給単位期間が第三條第二項又は第三項の規定による届出に係る定期券の通用期間であるものに限る。)(口において同じ。)(当該定期券の価額(特別料金等の額に相当する額に限る。)(を当該定期券の通用期間の月数で除して得た額の二分の一に相当する額が二万円

以下であつた場合に限る。() 当該定期券の特別料金等の払戻しを、第一項第一号又は第二号に掲げる事由が生じた日の前日にしたものとして得られる額の二分の一に相当する額(ロにおいて「払戻金二分の一相当額」という。)

ロ 条例第二十二條の三第三項第一号に掲げる通勤手当(イに掲げる通勤手当を除く。)() 支給を受けた通勤手当の額から、支給単位期間を当該通勤手当の支給單位期間の初日から第一項第一号若しくは第二号に掲げる事由が生じた日の前日までの期間とした場合の通勤手当の額を差し引いた額又は払戻金二分の一相当額のいずれか低い額

ハ 条例第二十二條の三第三項第一号に掲げる通勤手当(イ及びロに掲げる通勤手当を除く。)() イ又はロの規定に準じて人事委員会に協議して教育委員会の定めるところにより得られた額

二 第一項第三号に掲げる場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 月の初日から末日までが支給単位期間に該当する場合(人事委員会に協議して教育委員会が別に定める場合を除く。ロにおいて同じ。)(ロに掲げる場合を除く。)() 第三條第二項又は第三項の規定による届出に係る定期券の価額(特別料金等の額に相当する額に限る。)() を当該定期券の通用期間の月数で除して得た額の二分の一に相当する額(その額が二万円を超えるときは、二万円)

ロ 月の初日から末日までが支給単位期間に該当する場合(支給単位期間の中途においてその月の翌月以降に第一項第一号又は第二号に掲げる事由が生じた場合に限る。)() イの規定に準じて人事委員会に協議して教育委員会の定めるところにより得られた額

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 イ又はロの規定に準じて人事委員会に協議して教育委員会の定めるところにより得られた額

第十七條の三 通勤手当(条例第二十二條の三第三項第二号に掲げる通勤手当を除く。)() を支給される職員につき、月(特別急行列車等に係る通勤手当にあつては、出張、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなる月を除く。)() の中途において支給規則第十一條第一項各号のいずれか

に該当する場合には、当該職員に、当該通勤手当に係る支給単位期間(普通交通機関等に係る通勤手当にあつては条例第二十二條の三第三項第一号に規定する支給単位期間、自動車等に係る通勤手当にあつては第十六條の二第一項第二号に定める月、条例第二十二條の三第三項第一号に掲げる通勤手当にあつては同号に規定する支給単位期間をいう。)() のうち当該月の分の額として人事委員会に協議して教育委員会の定めるところにより得られた額からその額を支給規則第十一條第一項に規定する日割計算() 条例第二十二條の三第三項第一号に掲げる通勤手当にあつては、当該月の全日数を基礎とした日割による計算() により算定した額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を差し引いた額を返納させるものとする。

第十八條から第十八條の八までを削る。

第十九條第一項中「月の一日から末日まで」を「支給単位期間に係る最初の月(自動車等に係る通勤手当にあつては、当該通勤手当が支給されることとなつていた月)の初日から末日までの期間の全日数にわたつて」に、「その月の」を「当該支給単位期間に係る」に改め、同條第二項を削り、同條を第十八條とする。

第二十條中「月額」を「額」に改め、同條を第十九條とする。

第二十一條の見出しを「(雑則)」に改め、同條中「の実施」を「に定めるものほか、通勤手当」に改め、同條を第二十條とする。

第一号様式を次のように改める。

第1号様式(第3条関係)

股

通

勤

届

年 月 日受理

通勤手当に関する規則第3条第1項の規定に基づき、通勤の実情を届け出ます。

所属長印		左記事実発生年月日		所 属	氏名		所属コード	職員番号	
届出事由 新規(異動の場合を含む。) 住居の変更 通勤経路の変更 通賃等の負担額の変更		年 月 日	年 月 日	所在地	氏名		定期券の 月数等	Aの通賃 等相当額	支給月(印を付すこと。 毎月の場合)
通勤方法	区 間	距離	所要時間	住 所	乗車券等 の種類		左欄の乗車 券等の額	備 考	
1	住居から()まで	km	分				円		
2	から()まで	・	・				円		
3	から()まで	・	・				円		
4	から()まで	・	・				円		
5	から()まで	・	・				円		
合 計		・	・				円		

通勤経路の略図(経路朱線)

【記入上の注意】
 1 この届けには、通常行っている通勤の実情を記入し、
 2 例外的な方法は記入しないこと。
 3 「届出事由」欄には、該当するにV印を付すこと。
 4 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、
 5 自転車、電車、バス(線)等の別を記入すること。
 6 「乗車券等」欄には、乗車券の種類、回数券、回数券の枚数、
 7 「左欄のつり回数」欄には、乗車券の種類、回数券の枚数、
 8 「左欄のつり回数」欄には、乗車券の種類、回数券の枚数、
 9 「左欄のつり回数」欄には、乗車券の種類、回数券の枚数、
 10 「左欄のつり回数」欄には、乗車券の種類、回数券の枚数、
 11 「左欄のつり回数」欄には、乗車券の種類、回数券の枚数、
 12 「左欄のつり回数」欄には、乗車券の種類、回数券の枚数、
 13 「左欄のつり回数」欄には、乗車券の種類、回数券の枚数、
 14 「左欄のつり回数」欄には、乗車券の種類、回数券の枚数、
 15 「左欄のつり回数」欄には、乗車券の種類、回数券の枚数、
 16 「左欄のつり回数」欄には、乗車券の種類、回数券の枚数、
 17 「左欄のつり回数」欄には、乗車券の種類、回数券の枚数、
 18 「左欄のつり回数」欄には、乗車券の種類、回数券の枚数、
 19 「左欄のつり回数」欄には、乗車券の種類、回数券の枚数、
 20 「左欄のつり回数」欄には、乗車券の種類、回数券の枚数、

支給要件の喪失	支給要件の具備及び変更	併用者で通常徒歩距離の交通機関等利用者
A・交通機関等	B・自動車等	
JR四国等(バスを除く。地下鉄等を含む。)利用	自転車利用	
バス利用	オートバイ利用	
船舶・有料の道路利用	自転車利用	
自 転 車 利 用	再任用短時間勤務職員通勤所要回数	回
	併用者で通常徒歩距離の交通機関等利用者	

異動日付(支給の始) (西暦4桁) 年 月 日

異動日終期等) (西暦4桁) 年 月 日

返納対象
返納標準日 (西暦4桁) 年 月 日

返納事由 (西暦4桁) 年 月 日

返納事由 (西暦4桁) 年 月 日

返納額 円

上記のとおり決定する。

校長	補 佐	事務 長	係 員

(公立学校職員の給与に関する条例附則第四項及び第五項の規定による通勤手当に関する規則の一部改正)

第二条 公立学校職員の給与に関する条例附則第四項及び第五項の規定による通勤手当に関する規則(昭和五十三年香川県教育委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高速艇に係る通勤手当に関する規則

第一条中「通勤手当」を「給与条例附則第四項の規定による通勤手当(以下「通勤手当」といふ。)」に改める。

第三条第一項中「任命権者(委任)」を「高速艇の利用について、任命権者(その委任に、「特別料金」その利用に係る運賃の額から給与条例第二十一条の三第二項第一号に規定する運賃等相当額の算出の基礎となる運賃に相当する額を減じた額)を「特別料金等(給与条例第二十二条の三第三項に規定する特別料金等)」に改め、同条第二項中「高速艇用通勤用定期乗船券(」を「通勤用定期乗船券(これに準ずるものを含む。)」に、「特別料金」を「特別料金等」に改める。

第四条中「一日」を「初日」に、「間」を「期間」に、「高速艇利用実績表」を「高速艇利用実績票」に改める。

第五条第一項中「特別料金」を「特別料金等」に、「月額を次条の規定により」を「額を」に改め、同条第二項中「月額を次条の規定により」を「額を」に改める。

第六条から第八条までを次のように改める。

(支給単位期間)

第六条 給与条例附則第四項第一号の支給単位期間は、第三条第一項又は第二項の規定による届出に係る定期券の通用期間(当該届出がされた日以後の期間に限る。)(当該定期券の通用期間が六箇月を超えるときは、人事委員会に協議して教育委員会が別に定める期間)とする。

2 前項に定める期間の中途において地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の二第一項の規定による退職その他の離職をすることその他人事委員会に協議して教育委員会の定める事由が生ずることが前項に定める期間の初日において明

らかである場合には、給与条例附則第四項第一号の支給単位期間は、前項の規定にかかわらず、同項に定める期間のうち当該事由が生ずることとなる日の前日までの期間とする。

3 前二項に定める期間の中途において、給与条例附則第四項第一号に掲げる通勤手当の支給を受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至ったことにより当該通勤手当の支給額が改定されることとなったときの当該通勤手当に係る支給単位期間は、その事実の生じた日の前日に終了する。

4 給与条例附則第四項第二号の支給単位期間は、月の初日から末日までの期間とする。(特別料金等の額)

第七条 給与条例附則第四項第一号に規定する特別料金等の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

一 給与条例附則第四項第一号の支給単位期間が第三条第一項又は第二項の規定による届出に係る定期券の通用期間である場合 当該定期券の価額(特別料金等の額に相当する額に限る。)

二 前号に掲げる場合以外の場合 前号の規定に準じて人事委員会に協議して教育委員会の定めるところにより得られた額

2 給与条例附則第四項第一号に規定する支給単位期間の月数は、第三条第一項又は第二項の規定による届出に係る定期券の通用期間の月数(前項第二号に掲げる場合にあつては、人事委員会に協議して教育委員会が別に定める月数)とする。

3 給与条例附則第四項第二号に規定する特別料金等の額は、同号の支給単位期間における次の各号に掲げる高速艇の利用の区分に応じて当該高速艇の利用回数を当該各号に定める当該高速艇の利用に係る利用一回当たりの特別料金等の額に乘じて得た額の合計額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

一 高松港と土庄港との間に運航されている高速艇(発着時刻が二十時前であるものに限る。)(の利用 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 給与条例附則第四項第二号の支給単位期間(同項第一号に掲げる通勤手当に係る同号の支給単位期間と重複する期間を除く。)(に高松港と土庄港との間におけ

る高速艇を回数乗船券又は乗船券(定期券及び回数乗船券を除く。)により利用した場合は、それぞれ当該回数乗船券の利用一回当たりの運賃の額(特別料金等の額に相当する額に限る。)又は五百十円

ロ 給与条例附則第四項第二号の支給単位期間(同項第一号に掲げる通勤手当に係る同号の支給単位期間(当該支給単位期間に係る第三条第一項又は第二項の規定による届出に係る定期券が高松港と土庄港との間の往路又は復路のいずれかを通行区間とするものに限る。))と重複する期間に限る。()に高松港と土庄港との間における高速艇を回数乗船券又は乗船券(定期券及び回数乗船券を除く。)により利用した場合、イの規定に準じて人事委員会に協議して教育委員会の定めるところにより得られた額

二 高松港と土庄港との間に運航されている高速艇(発着時刻が二十時以後であるものに限る。)を回数乗船券又は乗船券(回数乗船券を除く。)により利用した場合、それぞれ当該高速艇の利用区間に係る回数乗船券の利用一回当たりの運賃の額(特別料金等の額に相当する額に限る。)又は六百九十円

三 高松港と坂手港との間に運航されている高速艇を回数乗船券又は乗船券(回数乗船券を除く。)により利用した場合(次号に掲げる場合を除く。)それぞれ当該回数乗船券の利用一回当たりの運賃の額(特別料金等の額に相当する額に限る。)又は七百三十円

四 高松港と坂手港との間に運航されている高速艇を乗船券により利用した場合(片道の乗船券を現金で購入することによりその料金の割引を受けた場合に限る。)人事委員会に協議して教育委員会が別に定める額

五 高松港と草壁港との間に運航されている高速艇を回数乗船券又は乗船券(回数乗船券を除く。)により利用した場合、それぞれ当該回数乗船券の利用一回当たりの運賃の額(特別料金等の額に相当する額に限る。)又は四百九十円

4 給与条例附則第四項第二号に規定する人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額は、二万二千八百円(同号の支給単位期間に係る月の初日から末日までの期間のうちと同項第一号に掲げる通勤手当に係る同号の支給単位期間と重複する期間があるときは、二万二千八百円から当該同項第一号に掲げる通勤手当の額のうち当該重複す

る期間に係る通勤手当の額として人事委員会に協議して教育委員会が定める額を差し引いた額)とする。

(支給日等)

第八条 通勤手当の支給日等、支給の始期及び終期並びに返納については、通勤手当に関する規則(昭和三十三年香川県教育委員会規則第十二号)第十六条の二から第十七条の三までの規定の例による。この場合において、同規則第十七条の二第三項第一号イ中「額の二分の一に相当する額」とあるのは「額」と、「二万円」とあるのは「二万二千八百円」と、「払戻金二分の一相当額」とあるのは「払戻金相当額」と、同号ロ中「払戻金二分の一相当額」とあるのは「払戻金相当額」と、同項第二号イ中「額の二分の一に相当する額」とあるのは「額」と、「二万円」とあるのは「二万二千八百円」とする。

第九条を削る。

第十条の見出しを「(雑則)」に改め、同条中「の実施」を「に定めるものほか、通勤手当」に改め、同条を第九条とする。

第一号様式中「公立学校職員の給与に関する条例附則第4項及び第5項の規定による通勤手当に関する規則」を「高松港に係る通勤手当に関する規則」に改め、同様式「記入上の注意」4中「特別委任給付」を「特別委任給付」に改める。

第二号様式中「公立学校職員の給与に関する条例附則第4項及び第5項の規定による通勤手当に関する規則第4条」を「高松港に係る通勤手当に関する規則第4条」に改め、同様式「記入上の注意」2中「公立学校職員の給与に関する条例附則第4項及び第5項の規定による通勤手当に関する規則第6条第3号」を「高松港に係る通勤手当に関する規則第7条第3項第3号」に、「同条第4号」を「同項第4号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十七年四月一日(以下「基準日」という。)から施行する。(通勤手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 基準日の前日において通勤のため特別急行列車等(通勤手当に関する規則第三条第二項に規定する特別急行列車等をいう。以下同じ。)を利用することを同項又は同条第三

項の規定により届け出ていた職員であつて当該特別急行列車等の利用に係る特別料金等（公立学校職員の給与に関する条例（昭和二十九年香川県条例第八号）第二十二條の第三項に規定する特別料金等をいう。以下同じ。）を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下この項において「定期券」という。）により負担していたものが、基準日以後も引き続き通勤のため当該特別急行列車等を利用し、かつ、当該特別急行列車等の利用に係る特別料金等を当該定期券により負担するときは、当該職員の当該特別急行列車等に係る通勤手当の基準日を含む公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年香川県条例第二十九号）による改正後の公立学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）（第二十二條の第三項第一号に規定する支給単位期間は、第一條の規定による改正後の通勤手当に関する規則第十五條の二第一項から第三項までの規定にかかわらず、基準日から第一條の規定による改正前の通勤手当に関する規則（以下「第一條の規定による改正前の規則」という。）（第十八條の二の規定による計算期間の末日までの期間とし、当該支給単位期間に係る当該通勤手当の額は、第一條の規定による改正後の通勤手当に関する規則第十六條第一項の規定にかかわらず、当該特別急行列車等に係る通勤手当に係る第一條の規定による改正前の規則第十八條の二の規定による計算期間に係る第一條の規定による改正前の規則第十六條及び第十八條の三第二項の規定による通勤手当の額のうち平成十六年度分の額を差し引いた額とする。

3 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第二項の規定によりその額がなお従前の例によることとされた通勤手当及び平成十七年三月の分の通勤手当のうち、第一條の規定による改正前の規則第十八條の三第二項又は第四項の規定により同年四月の公立学校職員の給料等の支給に関する規則（昭和二十九年香川県教育委員会規則第十二号）（第八條に規定する給料の支給定日に支給されることとされていた通勤手当の支給方法については、なお従前の例による。）（公立学校職員の給与に関する条例附則第四項及び第五項の規定による通勤手当に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

4 基準日の前日において通勤のため高速艇（第一條の規定による改正前の公立学校職員

の給与に関する条例附則第四項及び第五項の規定による通勤手当に関する規則（以下「第二條の規定による改正前の規則」という。）（第二條に規定する高速艇をいう。以下同じ。）（高松港と土庄港との間に運航されている高速艇（発着時刻が二十時前であるものに限る。）（に限る。））を利用することを第二條の規定による改正前の規則第三條第一項又は第二項の規定により届け出ていた職員であつて当該高速艇の利用に係る特別料金等を通勤用定期乗船券（これに準ずるものを含む。以下この項において「定期券」という。）により負担していたものが、基準日以後も引き続き通勤のため当該高速艇を利用し、かつ、当該高速艇の利用に係る特別料金等を当該定期券により負担するときは、当該職員の当該高速艇に係る通勤手当の基準日を含む改正後の条例附則第四項第一号の支給単位期間は、第二條の規定による改正後の高速艇に係る通勤手当に関する規則第六條第一項及び第二項の規定にかかわらず、基準日から第二條の規定による改正前の規則第八條第一項において準用する第一條の規定による改正前の規則第十八條の二の規定による計算期間の末日までの期間とし、当該支給単位期間に係る当該通勤手当の額は、第二條の規定による改正後の高速艇に係る通勤手当に関する規則第七條第一項の規定にかかわらず、当該高速艇に係る通勤手当に係る第二條の規定による改正前の規則第八條第一項において準用する第一條の規定による改正前の規則第十八條の二の規定による計算期間に係る第二條の規定による改正前の規則第六條及び第八條第一項において読み替えて準用する第一條の規定による改正前の規則第十八條の三第二項の規定による通勤手当の額から当該通勤手当の額のうち平成十六年度分の額を差し引いた額とする。

5 平成十七年三月の分の通勤手当のうち、第二條の規定による改正前の規則第八條第一項において読み替えて準用する第一條の規定による改正前の規則第十八條の三第二項又は第八條第二項において準用する第一條の規定による改正前の規則第十八條の三第四項の規定により同年四月の公立学校職員の給料等の支給に関する規則第八條に規定する給料の支給定日に支給されることとされていた通勤手当の支給方法については、なお従前の例による。

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第十号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則
へき地手当等に関する規則（昭和四十六年香川県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

「さぬき市立多和小学校

別表第一第一号の表中 東かがわ市立五名小学校 を「さぬき市立多和小学校」

東かがわ市立五名小学校鈴竹分校

に、「土庄町立豊島小学校」を「さぬき市立多和小学校横川分校

土庄町立大部小学校」に、東かがわ市立五名小学校長

野分校」を「さぬき市立多和小学校横川分校」に改め、別表第一第二号の表中

内海中学校 を「内海町立内海中学校」に、

戸形小学校」を「土庄町立西分南小学校」に、

小学校」に改め、別表第二の表中 「土庄町立四海小学校

を「土庄町立四海小学校」に改

める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

災害派遣手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第十一号

災害派遣手当に関する規則の一部を改正する規則

災害派遣手当に関する規則（平成八年香川県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

災害派遣手当等に関する規則

第一条中「災害派遣手当」の下に「及び武力攻撃災害等派遣手当（以下「災害派遣手当等」という。）」を加える。

第二条の見出し中「災害派遣手当」を「災害派遣手当等」に改め、同条中「第二十四条の八第二項」の下に「（同条第五項においてその例によることとされる場合を含む。）」を加える。

第三条中「災害派遣手当」を「災害派遣手当等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

香川県教科書センター設置管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第十二号

香川県教科書センター設置管理規則の一部を改正する規則

香川県教科書センター設置管理規則（昭和三十一年香川県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条中 「香川県木田教科書センター」

「香川県木田教科書センター」

設内」を 香川県綾歌南部教科書センター

香川県仲多度南部教科書センター

木田郡三木町 香川県立高松圏域健康生きがい中核施設
木田郡三木町 香川県立高松圏域健康生きがい中核施設
綾歌郡綾南町 綾歌郡綾南町
綾南町役場内 綾南町役場内
仲多度郡満濃町 仲多度郡満濃町
満濃町農村環境改善センター内 満濃町農村環境改善センター内

内

に改める。

第六条第一項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 香川県仲多度南部教科書センター 満濃町農村環境改善センターの休館の日

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

香川県立学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年三月三十日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第十三号

香川県立学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則

(香川県立学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第一条 香川県立学校の管理運営に関する規則(昭和三十三年香川県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第十九条に次の一項を加える。

7 介護休暇の請求があつた場合において、当該請求に係る期間のうちに当該請求があつた日から起算して一週間を経過する日(以下この項において「一週間経過日」という。)(後の期間が含まれているときにおける当該期間については、一週間経過日まで承認するかどうかを決定することができる。

(県立学校職員の服務に関する規則の一部改正)

第二条 県立学校職員の服務に関する規則(昭和三十五年香川県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「当該介護休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から

起算して一週間前の日までに」を「あらかじめ」に改める。

(公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第三条 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成七年香川県教育委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第七条の五第五項を次のように改める。

5 第七条の三第三項の規定は、第一項の規定による請求について準用する。

第七条の五第九項中「第五項」を「第七条の三第三項」に改め、「前項の」の下に「規定による」を加える。

第七条の六中「第四項第四号」を「第四項第三号及び第四号」に、「第六項第四号及び」を「第六項第三号及び第四号並びに」に、「第七条の三第四項(第二号を除く。)

及び前条第六項(第二号を除く。)(「を」第七条の三第四項第一号及び前条第六項第一号」に、「前項第一号から第三号まで」を「前項第一号又は第二号」に改める。

第十三条第十号中「含む。」の下に「次号及び第十二号において同じ。」「を、「半日」の下に「若しくは時間」を加え、「日」を「時間」に改め、同号ただし書中「三日」

の下に「(再任用短時間勤務職員にあつては、二十四時間に条例第三條第二項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を四十で除して得た数を乗じて得た時間数(その時間数に一時間未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た時間数)」「を加え、

同条中第二十一号を第二十二号とし、第二十号を第二十一号とし、第十九号を第二十号とし、同条第十八号中、「(昭和四十年法律第四百一十一号)」「を削り、同号を同条第十九

号とし、同条中第十七号を第十八号とし、第十二号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十一号中「中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)(を養

育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をいう。)(「を」職員が、職員の父母、配偶者若しくは子(職員が養育する中学校就学の始期に達する

までの子(配偶者の子を含む。)(をいう。)(の看護(負傷し、又は疾病にかかったその者の世話をいう。)(を行い、又はその子が予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)

第三條第一項若しくは結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第十三條第四項に規定する予防接種(同項に規定するツベルクリン反応検査を含む。)(、学校保健法(昭和

三十三年法律第五十六号)第四条に規定する健康診断若しくは母子保健法(昭和四十年

法律第四百一十一号)第十二条第一項若しくは第十三条に規定する健康診査を受ける際に「介助」に改め、「半日」の下に「若しくは時間」を、「日」の下に「又は時間」を加え、同号を同条第十二号とし、同条第十号の次に次の一号を加える。

十一 職員の配偶者が出産する場合であつてその出産予定日の八週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの期間(医師の診断により、その期間の経過後において引き続き産後の休養を必要とする場合にあつては、二週間を超えない範囲内で必要と認める期間を加えた期間)にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育を行う場合、その都度必要と認める日又は半日若しくは時間(再任用短時間勤務職員にあつては、時間)。

ただし、当該期間内において五日(再任用短時間勤務職員にあつては、四十時間に条例第三条第二項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を四十で除して得た数を乗じて得た時間数)を限度とする。

別表第二父母の配偶者又は配偶者の父母の項中「場合」の下に「又は職員若しくは職員の配偶者が喪主となる場合」を加える。

第二号様式中 「 同里しなくなった。」 を「 2 届出の事実が発生した日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十七年四月一日(以下「基準日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 第三条の規定による改正後の公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(以下「改正後の規則」という。)(第十三条第十号ただし書の出産の予定日前一週間以内及び出産の日以後二週間以内の期間(当該期間の初日を除く。))に基準日がある職員で、基準日前の当該期間に第三条の規定による改正前の公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(以下「改正前の規則」という。)(第十三条第十号の特別休暇を使用したものに

ついては、当該特別休暇を使用した一暦日につき、使用した時間が半日以内の場合は半日、半日を超える場合は一日(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。))にあつては、当該特別休暇を使用した一暦日につき一日とし、当該使用した日数に公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年香川県条例第八号)第三条第二項の規定に基づき定められたその者の勤務時間を五で除して得た数を乗じて得た時間数(その時間数に一時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間数)の改正後の規則第十三条第十号の特別休暇を使用したものとみなす。

3 基準日前に改正前の規則第十三条第十一号の特別休暇を使用した職員については、当該特別休暇を使用した一暦日につき、使用した時間が半日以内の場合は半日、半日を超える場合は一日(再任用短時間勤務職員にあつては、当該特別休暇を使用した一暦日につき、一日)の改正後の規則第十三条第十二号の特別休暇を使用したものとみなす。

香川県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第十四号

香川県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

香川県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例施行規則(昭和五十七年香川県教育委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「とは、「の下に「高等学校又は高等専門学校に係る奨学資金の貸与を受けよつとする場合にあつては当該」を、「年額」の下に「香川県高等学校等奨学資金付条例施行規則(平成十四年香川県教育委員会規則第二十号)別表第一に定める収入基準額の一・五倍以下の世帯をいい、大学に係る奨学資金の貸与を受けよつとする場合にあつては当該奨学資金の貸与を受けよつとする者の属する世帯の収入の年額」を加える。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

香川県立東山魁夷せとうち美術館規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年三月三十日

香川県教育委員会規則第十五号
香川 県 教 育 委 員 会

香川県立東山魁夷せとうち美術館規則の一部を改正する規則
香川 県 立 東 山 魁 夷 せ とう ち 美 術 館 規 則 (平 成 十 六 年 香 川 県 教 育 委 員 会 規 則 第 十 号) の
一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。
第 五 条 第 一 項 た だ し 書 を 削 る 。

附 則
こ の 規 則 は 、 平 成 十 七 年 四 月 九 日 か ら 施 行 す る 。

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第二項の職員及び日を定める規則をここに公布する。
平成十七年三月三十日

香川 県 教 育 委 員 会
香川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第十六号
公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第二項の職員及び日を定める規則

1 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十七年香川県条例第二十九号。以下「改正条例」という。)(附則第二項の教育委員会規則で定める職員は、改正条例の施行の日(以下「基準日」という。)(の前日において、通勤のため交通機関)通勤手当に関する規則及び公立学校職員の給与に関する条例附則第四項及び第五項の規定による通勤手当に関する規則の一部を改正する規則(平成十七年香川県教育委員会規則第九号)(第一条の規定による改正前の通勤手当に関する規則(昭和三十三年香川県教育委員会規則第十二号)(第九条第一項第一号に規定する区間に係る交通機関に限る。)(を利用し、当該利用に係る運賃を通勤用定期乗車券(これに準ずるものを含む。)(又は通勤用定期乗船券(これに準ずるものを含む。)(当該通勤用定期乗車券又は通勤用定期乗船券の通用期間が一箇月を超え、かつ、当該通用期間の満了日が基準日以後であるもの(当該通用期間が六箇月のものにあつては、当該通用期間の開始日が平成十七年三月二日以後であるものを除く。)(に限る。)(により負担することを基準日の前日までに通勤手当に関する規則第三条第一項の規定により届け出ていた職員であつて、基準日以後も引き続き通勤のため当該交通機関を利用し、かつ、当該通勤用定期乗車券又は通勤用定期乗船券によりその利用に係る運賃を負担することとなるものとする。

2 改正条例附則第二項の教育委員会規則で定める日は、前項に規定する通勤用定期乗車券又は通勤用定期乗船券の通用期間の満了日(同日前に当該職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、当該職員が公立学校職員の給与に関する条例(昭和二十九年香川県条例第八号)(第二十二条の三第一項第一号又は第三号の職員たる要件を欠くに至つた場合においてはその事実の生じた日、当該職員に当該通勤手当の額を変更すべき事実が生ずるに至つた場合においてはその事実の生じた日(これらの日が月の初日であるときは、その日の前日)とする。

附 則
こ の 規 則 は 、 平 成 十 七 年 四 月 一 日 か ら 施 行 す る 。

教育委員会告示

香川県教育委員会告示第二号
香川 県 教 育 委 員 会 告 示 第 二 号
香川 県 教 育 委 員 会 告 示 第 七 号 (口 頭 に よ り 開 示 請 求 を 行 う こ と が で き る 個 人 情 報) 、 平 成 十 二 年 香 川 県 教 育 委 員 会 告 示 第 四 号 (口 頭 に よ り 開 示 請 求 を 行 う こ と が で き る 個 人 情 報) 、 平 成 十 二 年 香 川 県 教 育 委 員 会 告 示 第 六 号 (口 頭 に よ り 開 示 請 求 を 行 う こ と が で き る 個 人 情 報) 及 び 平 成 十 三 年 香 川 県 教 育 委 員 会 告 示 第 四 号 (口 頭 に よ り 開 示 請 求 を 行 う こ と が で き る 個 人 情 報) は 、 平 成 十 七 年 三 月 三 十 一 日 限 り 廃 止 す る 。

香川 県 教 育 委 員 会

試験等の名称	香川県公立学校教員採用選考試験	第一次選考試験の総合ランク (不合格者に係るものに限る。)	第二次選考試験の総合ランク (不合格者に係るものに限る。)
	開示する内容	合格発表の日から一月間	合格発表の日から一月間
口頭により開示請求を行うことができる 保有個人情報	口頭により開示請求を行うことができる	口頭により開示請求を行うことができる	口頭により開示請求を行うことができる
試験等の名称	香川県立中学校入学者選抜	合格発表の日から一月間	出願先の県立中学校
試験等の名称	香川県公立高等学校入学者選抜	合格発表の日から一月間	出願先の県立高等学校
試験等の名称	香川県立高等学校専攻科入学者選抜	合格発表の日から一月間	出願先の県立高等学校

香川県教育委員会告示第三号

昭和三十九年香川県教育委員会告示第八号(教科用図書採択地区の指定)の全部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月三十日

香 川 県 教 育 委 員 会

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和三十八年十二月二十一日法律第八十二号)第十二条の規定により、教科用図書採択地区を次のとおり定める。

香川第一採択地区	さぬき市、東かがわ市、小豆郡
香川第二採択地区	高松市、木田郡、香川郡
香川第三採択地区	坂出市、綾歌郡
香川第四採択地区	丸亀市、善通寺市、仲多度郡

香川第五採択地区
観音寺市、三豊郡

平成十七年三月三十日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)